

全建統一様式第9号

令和2年7月18日

抹消する。

（移動式クレーン等）使用届 車両系建設機械

使用届

現場代理人でもよい。

持込会社の現場代理人（現場責任者）でもよい。

事業所の名称 八重洲建設㈱丸の内ビル作業所

一次会社名 大山建設㈱

所長名 夏川二郎 殿

持込会社名（二次） ㈱山田工務店

代表者名 間島健児

電話 03-0341-xxxxxx

このたび、下記機械等を裏面の点検表により、点検整備のうえ持込・使用しますので、お届けします。
なお、使用に際しては関係法令に定められた事項を遵守します。

使用会社名		代表者名	
株式会社 山下組（三次）		山下三郎	
機械の呼称名を記入	名称	メーカー	規格・性能
	移動式クレーン	中央区重機㈱	25トン×10m
	持込年月日	R2年7月20日	製造年
	搬出予定年月日	R2年10月31日	H21年
	運転者（取扱者）	氏名	資格の種類
		(正) 品川五郎	大型1種、移動式クレーン免許
		(副) 大崎六郎	大型1種、移動式クレーン免許
有効検査	定年次	R3年11月20日	移動式クレーン等の性能検査有効期限
	月次	R3年6月20日	R3年11月30日
	任意保険	加入額	対人 100,000千円
		対物 3,000千円	搭乗者 100,000千円
			その他 車両5,000千円
			有効期限 R3年11月30日
	接触防止措置等	セーフティセンサーを作動させる	
	機械等の特性・その他その使用上注意すべき事項	[機械貸与会社から使用会社に対するメッセージ（機械貸与会社記入）] ・アウトリガーは全張出しとし、ピンを入れて下さい。 ・吊り荷の荷重を計測する場合は、エンジンをふかさず、ゆっくり巻き上げメーターを読んで下さい。 ・吊り上げる反対の方向で操作して下さい。 ・AMLキーは作業所長に預けて下さい。	
	元請確認欄	受付番号	受付確認者
	担当者	3	R2年7月19日 秋山

クレーン等の年次、月次検査日を記入

公称性能を記入、例えば移動式クレーンの場合、最大吊り上げ荷重、作業半径を記入

使用会社の現場代理人でもよい。

持込会社の管理番号を記入

当該作業に必要な免許資格等を記入、書ききれないときは次の欄を使用する。

機械の貸与会社が、安全作業上注意すべき事項を記入

元請受付番号業者記入不要

受付番号を確認したサイン又は㊟

持込時の点検表

所有会社の出席責任者でもよい。

所有会社名		代表者名							
品川リース㈱		品川次郎							
移動式クレーン等		車両系建設機械等							
点検事項		点検結果							
		(a) (b)							
A クレーン部（上部旋回体）	安全装置	巻過防止装置	✓	D 安全装置	旋回				
		過負荷防止装置	✓		各種	バケツト			
		フックのはずれ止め	✓		ロック	ブーム・アーム			
		起伏制御装置	✓						
		旋回警報装置	✓						
	制御装置・作業装置	主巻・補巻	✓		E 作業装置	警報装置			
		起伏・旋回	✓			アウトリガー			
		クラッチ	✓			ヘッドガード			
		ブレーキ・ロック	✓			照明			
		ジブ	✓			操作装置			
	その他	滑車	✓			バケット・ブレード			
		フック・バケツト	✓			ブーム・アーム			
		ワイヤロープ・チェーン	✓			ジブ			
		玉掛用具	✓			リダ			
		操作装置	✓			ハンマ・オーガ・パイプ			
B 車両部（下部走行体）	走行部	性能表示	✓	F 走行部		油圧駆動装置			
		照	明			ワイヤロープ・チェーン			
		ブレーキ	✓			吊り具等			
		クラッチ	✓			滑車			
		ハンドドル	✓			タイヤ			
	安全装置等	タイヤ	✓		クローラ				
		クローラ	✓		警報装置				
		警報装置	✓		各種ミラー				
		各種ミラー	✓		方向指示器				
		方向指示器	✓		前後照灯				
C ゴンドラ	前後照灯	✓	G 電気装置	左折プロテクター					
	左折プロテクター	✓		アウトリガー					
	アウトリガー	✓		昇降装置					
	昇降装置	✓		ベッツセル					
	ベッツセル	✓		後方監視装置					
点検日	(a)	年月日	点検者	(b)	年月日	点検者			
		R2・7・17					品川五郎		

- (1) クレーン
- (2) 移動式クレーン
- (3) アリック
- (4) エレベーター
- (5) 建設用リフト
- (6) 高所作業車
- (7) ゴンドラ
- (8) ブル・ドーザー
- (9) モーター・グレーダー
- (10) トラクターショベル
- (11) ざり積機
- (12) スクレーパー
- (13) スクレーブ・ドーザー
- (14) パワー・ショベル
- (15) ドラグ・ショベル（油圧ショベル）
- (16) ドラグライン
- (17) クラムシェル
- (18) バケツト掘削機
- (19) トレンチャー
- (20) コンクリート圧砕機
- (21) くい打機
- (22) くい掘機
- (23) アス・ドリル
- (24) リバース・サーキュレーション・ドリル
- (25) セン孔機
- (26) アス・オーガ
- (27) パーバ・ドレー・マシン
- (28) 地下連続壁土工機
- (29) ローラー
- (30) クローラドリル
- (31) ドリルジャンボ
- (32) ロッドヘッダー
- (33) アスファルトフィニッシャー
- (34) スタビライザ
- (35) ロードブレイク
- (36) ロッドカッター
- (37) コンクリート吹付機
- (38) ボーリングマシン
- (39) プレーカ
- (40) 鉄骨切断機
- (41) 解体用つかみ機
- (42) 重タンブラック
- (43) ダンプトラック
- (44) トラックミキサー
- (45) 散水車
- (46) 不整地運搬車
- (47) コンクリートポンプ車
- (48) その他

- 持込機械等の届け出は、当該機械を持ち込む会社（貸与を受けた会社が下請の場合はその会社）の代表者が所長に届け出ること。
- 点検表の点検結果欄には、該当する箇所✓印を記入すること。
- 自社の点検表にて点検したものは、その点検表を貼付する（転記の必要はなし）。
- 機械名(1)から(6)まではA、B欄を、(7)はC欄を、(8)から(42)まではD、E、F、G欄を、(43)から(47)まではH欄を、(48)はB、D、E欄を使用して点検すること。
- 点検結果の(a)は、機械所有会社の確認欄とし、(b)は持込会社又は機械使用会社の確認欄とする。元請が確認するときは、(b)欄を利用すること。
- 場内搬入後、持込機械届済証を当該機械に添付すること。
- 直近に実施した特定（年次）及び月例の定期自主検査根拠の写し、任意保険（移動式クレーンの場合）の写しを必ず添付すること。
- 資格を必要とする建設機械運転者等には作業中、必ず運転免許等の資格証を携帯させること。